

全日本小学生バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日 平成18年7月5日 平成18年11月17日 平成25年3月19日 平成26年3月20日
平成27年3月20日 平成30年11月16日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 出演順序は理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施方法)

第5条 前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

(参加規定)

第6条 参加人員は任意とする。

第7条 参加資格は、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第13条 出演時間は7分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第14条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第15条 演奏形態は任意とする。

第16条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

- 2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第19条 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。

- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

(その他)

第20条 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第22条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第23条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

全日本小学生バンドフェスティバル審査内規

平成19年7月9日

改定 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日 平成30年11月16日

第1条 この内規は、本大会実施規定第16条・17条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、前半の部・後半の部ごとに、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

第3条 審査員は、前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の基準は次のとおりとする。

① 審査員の過半数がA評価・・・金賞

② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞

③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。